

告 示

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から令和十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七百七十五号、平成十六年埼玉県告示第四百五十号、平成十九年埼玉県告示第六百九号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十八号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十九号、平成三十一年埼玉県告示第三百三十三号、令和三年埼玉県告示第三百八十六号の事業地に、寄居町大字桜沢字角屋敷及び字山崎を加え、大字末野字寺東及び字女沢、大字藤田字花園、字西牛込及び字東牛込、大字寄居字常木、大字桜沢字宿地、大字富田字南側中町地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし